

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、別表1の「災害発生状況及び原因の公開すべき部分」に掲げる部分については、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和4年9月3日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成29年1月1日から令和4年9月2日までの間に受け付けた、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く。）のうち、直近の報告から20件分の表面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、次の行政文書を特定し、別表2の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして、令和4年9月20日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

報告年月日が平成29年4月27日から令和4年3月25日までの間の労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づく労働者死傷病報告（警察本部及び公安委員会が所管する事業場からの報告を除く。）19件（以下「本件行政文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年10月22日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分の取消し及び非公開とした箇所全部又は一部の追加の公開を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

- (1) 今回、公開請求した労働安全衛生規則第97条第1項及び第2項の規定に基づき、香川県人事委員会へ提出された本件行政文書は、一般に、民間事業者が、「所轄労働基準監督署長に」提出する資料である。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定に基づく開示請求がなされ、開示請求人の中には審査請求を行った者もあり、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申の蓄積も複数ある。この答申の蓄積と比較して、本件処分における一部非公開の範囲に乖離があるから、一部非公開の箇所判断は不合理であり、本件処分の取消し及び非公開情報に該当しない箇所の更なる公開を求める。
- (2) 本件処分では、「条例第7条第1号本文」に該当する部分を公開しないとされている。審査請求人も、条例第7条第1号柱書きに該当する情報であることは容認する。しかし、条例第7条第1号には、アないしエの枝が付されており、非公開の箇所が条例第7条第1号ウに該当するか否かの理由の提示がなされていない。まず、本件行政文書に記載された「被災労働者」とは、一般の香川県民ではなく、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員」であるから、条例第7条第1号ウにおける「公務員等」に該当する。次に労働安全衛生規則第97条第1項の「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒」とはまさしく「公務員等の職務の遂行に係る情報」であるから、「当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名」は公開されてしかるべきである。この点で、非公開箇所における条例第7条第1号ウに該当する部分の更なる公開を求める。
- (3) そもそも、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申の蓄積から、条例第7条第1号に該当しない箇所も、条例第7条第1号に該当すると本件処分では説明されている。つまり、情報公開法第5条第1号に該当しない部分も、条例第7条第1号に該当すると説明されている。答申例として、まず、令和2年12月28日付け令和2年度（行情）答申第427号（以下「国答申第427号」という。）では、別表において、諮問庁及び国の情報公開・個人情報保護審査会が情報公開法のどの条項の不開示情報に該当するか列挙されている。情報公開法第5条第1号に該当する箇所は、別添のとおり赤く塗りつぶした箇所である。その余の部分で、情報公開法第5条第2号に該当すると判断される箇所は、本件対象文書では、香川県知事部局等の香川県の行政機関であり、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する余地はない。すなわち、国答申第427号別表で情報公開法第5

条第2号に該当すると判断された箇所に相当する対象文書の箇所であって、非公開とされている箇所の判断は、不合理であるから、条例第7条第1号に該当しない箇所の更なる公開を求める。なお、この国答申第427号では、情報公開法第5条第1号ハに該当するか否かの判断は行われていない。

- (4) 次に、平成15年8月8日付け平成15年度（行情）答申第235号（以下「国答申第235号」という。）を例示する。一般の労働者死傷病報告に相当する資料として、国家公務員が公務上の災害を負ったときには、国の機関に対して、人事院規則16-0第20条前段の規定に基づく報告を行うこととされている。防衛省職員の場合には、この規定の例に倣って、防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和41年政令第312号）の規定により、公務災害発生報告書が作成されている。この報告書は「災害補償制度の運用について」（昭和48年職厚-905）における「第7 公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係」1に掲げられた事項が記載されているものと予想する。国答申第235号別紙第1において、情報公開法第5条第1号に該当しうる箇所が例示されており、これは、1の全ての事項が網羅されているものではない。つまり、本件処分で非公開とされた箇所の範囲は、別紙の国答申第235号で掲げられた範囲以上の範囲を条例第7条第1号に該当すると主張しているものであるから、本件処分における非公開情報の判断に誤りがある。
- (5) そして、審査請求人は、他県の人事委員会にも同様の請求を行っており、他県から受けた行政処分及び公開文書を別添のとおり提示する。この例では、国答申第427号及び国答申第235号の不開示情報の判断に近い箇所のみが不開示とされており、審査請求人もこの県人事委員会らの判断は概ね妥当と思料する。つまり、本件行政文書において、「被災労働者の氏名」「生年月日」及び「性別」程度を非公開とすることは妥当と思料する。2件の答申及びこれらの例を参考にすると、少なくとも、本件処分の別紙「公開しない部分」に掲げられている「傷病名及び傷病の部位」、「休業日数」、「災害発生状況」、「事業場の名称（公開する部分を除く。）」、「発生時間」、「職種及び経験期間」、「休業見込期間」、「死亡日時」、「発生状況写真」、「略図」、「現場見取図」及び「災害発生状況図」の全部ないし多くの部分は、非公開情報に該当しない情報が含まれているものと思料する。
- (6) とりわけ、審査請求人は実施機関から、令和4年3月10日付け3人委第90080号行政文書一部公開決定通知書並びに「熱中症による職員の死亡事案について」及び「香川丸亀養護学校における熱中症による職員の死亡事例に係る調査結果について（報告）」と題する資料の一部公開を受けている。これに関連すると予想する「様式第23号及び別紙（報告書：令和3年8月17日）」の非公開範囲と矛盾すると思料する。

(7) 以上から、本件処分並びに「公開しない部分」及び「公開しない理由」の提示は合理的でない。よって、本件処分を取り消し、非公開とされた箇所について改めて非公開情報該当性の精査をなされ、非公開とした箇所の全部又は一部を追加で公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

1 本件処分内容及び理由

実施機関は、本件請求について、条例の各条項に照らし、別表2のとおり本件処分を行ったものである。

本件処分において非公開とした別表2「公開しない部分」は、本件労働災害における被災労働者氏名、傷病名等、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。これらの情報は条例第7条第1号に該当し、かつ、同号ただし書ア～エに該当しないため、非公開情報に該当する。

(1) 本件行政文書には、被災労働者である職員の「氏名」、「生年月日」及び「年齢」等が記載されている。これらは報告ごとに一体として個人に関する情報であって、当該被災労働者個人を識別することができる情報である。

また、「現場見取図・災害発生状況図」の被災労働者の氏名及び印影についても、個人に関する情報であって、当該被災労働者個人を識別することができる情報である。

(2) 「事業場の名称」及び「職種」のうち非公開とした部分は、既に公になっている情報又は入手可能な他の情報と照合することにより、被災労働者が明らかになるおそれがあると認められる部分である。

また、「事業場の名称」及び「職種」のうち非公開とした部分並びに「経験期間」及び「休業見込期間又は死亡日時」は、本件事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者に被災労働者が特定される可能性があり、当該被災労働者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(3) 「発生時間」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」、「発生状況写真」、「略図」及び「現場見取図・災害発生状況図」には、本件行政文書に係る事故の具体的な内容、当該事故後の関係者の対応状況等の詳細が記載されており、当該部分を公にすると、個人識別部分を除いたとしても、本件事業場の関係者その他本件労働災害に関する情報を知る者に被災労働者が特定される可能性があり、これまで知られていなかった事故の詳細な内容等がこれらの者に明らかになることにより、当該被災労働者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(4) 「傷病名」並びに「傷病部位」、「災害発生状況及び原因」、「発生状況写真」、「略図」及び「現場見取図・災害発生状況図」欄の被災労働者の傷病部位を記載した部分は、当該被災労働者の身体における具体的な損傷の部位、程度等を示すものであり、機微な情報であることから、公にすることにより、当該被災労働者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

2 審査請求人の主張に対する実施機関の意見

(1) 本件被災労働者の条例第7条第1号ウ該当性について

労働者死傷病報告は、事業場において労働災害が発生した場合に事業者がその内容を所管の労働基準監督署長に報告するものである。

条例第7条第1号ウにおいて、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名は公開することとなっていることから、本件処分においても公務員の職務の遂行に係る情報に該当すると認められる「事業者職氏名」及び「報告書作成者職氏名」は公開している。

しかし、被災労働者については、被災労働者が公務員であり、本件行政文書に記載された情報が公務員である当該職員の職務に係る部分を含むとしても、死傷したとして報告の対象とされることは当該職員に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないことから、条例第7条第1号ウに該当しない。

(2) 条例第7条第1号該当性について

上記1に記載したとおりである。

なお、本件事業場は地方公共団体の事業場であり、「事業場名」は条例第7条第2号の法人等情報に該当しないことから公開としている。他方、民間事業場における労働者死傷病報告に係る国の情報公開・個人情報保護審査会の答申において、事業場名は非公開とされているところであり、この点において、本件事業場においては被災労働者の特定可能性が高まることを考慮し、本件処分における非公開範囲を上記のとおり判断した。

(3) 本件処分における非公開範囲について

本件行政文書には、被災労働者個人に関する情報が当該被災労働者の氏名と一体として記載されており、被災労働者の被災状況を詳細に記述した当該被災労働者の個票としての性格が強く、この点において報告書等よりも個人識別性が高いと考えられることから、本件処分における非公開範囲を上記のとおり判断した。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体

的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件行政文書の内容について

(1) 労働者死傷病報告について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条の規定により、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、同令様式第23号による報告書（以下「様式第23号」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同令様式第24号による報告書（以下「様式第24号」という。）を、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。

なお、この所轄労働基準監督署長の職権は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項及び労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の規定により、事業区分によって実施機関が行うものとされている。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、様式第23号が15件、様式第24号が4件ある。様式第23号は、「事業の種類」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「労働者数」、「発生日時」、「被災労働者の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「性別」、「職種」、「経験期間」、「休業見込期間又は死亡日時」、「傷病名」、「傷病部位」、「被災地の場所」、「災害発生状況及び原因」、「略図」（「発生状況写真」、「現場見取図」及び「災害発生状況図」を含む。別表2を除き、以下同じ。）及び「報告書作成者職氏名」が記載されている。また、様式第24号は、「事業の種類」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「電話」、「労働者数」、「被災労働者の氏名」、「性別」、「年齢」、「職種」、「発生日時」、「傷病名及び傷病の部位」、「休業日数」、「災害発生状況」及び「報告書作成者職氏名」が記載されている。本件請求では、審査請求人は、直近20件分の労働者死傷病報告の表面を請求したが、審査請求人の請求対象期間に報告があったのは、計19件であったため、実施機関は、19件を特定し、公開している。

3 本件処分について

(1) 条例第7条第1号の該当性について

次に掲げる非公開条項についての基本的な考え方にに基づき、判断する。

ア 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。また、我が国において、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした。加えて、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書で規定し、公開することとしている。

イ 本号本文にいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、公開請求に係る情報から直接特定の個人を識別することはできないが、既に公になっている又は入手可能な他の情報と組み合わせることによって、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

また、本号において、個人情報情報を非公開情報と定める趣旨は、県政情報の公開という公益と個人の権利利益保護の両立にあるところ、「他の情報」について、「いかなる場合においても何人でも入手可能な情報を基準とする」ことは、個人の権利利益の保護の観点から適切とはいえない場合が考えられることから、妥当でない。条例は、個人の権利利益など、保護されるべき法益を侵害しない限りにおいて、情報公開請求権を認めるものである。そして、行政文書の性質によって、個人が識別された場合に生じる権利利益侵害の程度は異なることから、個人の権利利益保護の必要性の程度も異なるといえる。したがって、どのような情報が「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するか否かは、行政文書の性質から導かれる権利利益侵害の程度により、個別具体的に判断すべきである。

本件行政文書は、特定の労働者が死傷病を負ったという、通常他人に知られたくない情報が含まれている文書である。かかる情報は、プライバシー性

の非常に強い情報であり、このような情報と特定の個人とが関連付けられた場合で、当該労働者と特別な関わりのない一般人が、情報公開制度によって公開された情報を手掛かりとして、当該労働者の特定に至る可能性が相当程度認められるときは、当該労働者の権利利益侵害の蓋然性が法的保護に値するほどに生じたと認めることができる。したがって、被災労働者の特定につながる情報については、一般人が通常考えられる程度の調査を行うことにより得られる情報と照合の結果、特定の個人を識別できる可能性が相当程度認められる場合に限り、非公開とすべきである。他方で、被災労働者の特定につながる情報以外の情報については、一般人が通常入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非公開とすべきである。

ウ 本号本文にいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人が識別されなくとも、その情報の第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあるもの又は財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるもの等をいう。

エ 本号ただし書ウにいう「職務の遂行に係る情報」とは、当該個人がその担当する職務を遂行する場合に記録された情報をいう。したがって、公務員の職員としての身分取扱いに係る情報等は、当該公務員にとっては、その職務遂行に係る情報ではない。

(2) 本件行政文書の非公開部分に対する具体的判断

条例第7条第1号該当性について

ア 被災労働者の「氏名」、「生年月日」、「年齢」及び「印影」について

本件行政文書において、様式第23号には被災労働者の「氏名」、「生年月日」、「年齢」及び「印影」が、様式第24号には被災労働者の「氏名」及び「年齢」が記載されている。被災労働者の「氏名」、「生年月日」、「年齢」及び「印影」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号本文に該当する情報である。また、被災労働者は、公務員ではあるものの、被災労働者として本件行政文書に記載されたことは、当該職員の担当する職務の遂行に係る情報とは認められず、条例第7条第1号ただし書ウには該当しない。

イ 「事業場の名称」、「職種」及び「経験期間」について

「事業場の名称」が明らかになった場合は、被災労働者がどこの事業場で勤務しているか又は勤務していたのかの特定が可能となることから、「事業場の名称」は、被災労働者の特定につながる情報である。したがって、「事業場の名称」については、一般人が相当程度の調査を行うことにより得られ

る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非公開とすべきである。

実施機関が「事業場の名称」を一部公開としたのは、19件中1件のみであり、当審査会が見分したところ、この1件の「事業場の名称」の非公開とした部分は、一般人が相当程度の調査を行うことにより得られる情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能であることが確認できた。

また、「職種」の非公開とした部分（19件中1件が一部公開、5件が非公開）及び「経験期間」についても同様である。

したがって、「事業場の名称」及び「職種」の非公開とした部分並びに「経験期間」は、条例第7条第1号本文に該当する情報である。

ウ 「発生時間」及び「被災地の場所」について

「発生時間」及び「被災地の場所」の非公開とした部分が明らかになった場合は、被災労働者がいつどこで死傷病になったのかが特定可能となることから、「発生時間」及び「被災地の場所」の非公開とした部分は、被災労働者の特定につながる情報である。したがって、「発生時間」及び「被災地の場所」の非公開とした部分については、一般人が相当程度の調査を行うことにより得られる情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非公開とすべきである。

「被災地の場所」は、様式第23号のみに記載されているが、実施機関が一部公開としたのは、15件中5件のみである。「発生時間」及び「被災地の場所」が明らかになったとしても、それだけをもって個人の特定に至るわけではない。しかし、既に公になっている「事業場の名称」等の情報とともに、「発生時間」及び「被災地の場所」の非公開とした部分が明らかになった場合は、当該事業場周辺において聞き取り調査を行う等、当該労働者の死傷病の調査を容易に行うことができることとなる。その結果、得られた有意な情報との照合により、被災労働者の特定の可能性が相当程度認められる。

したがって、「発生時間」及び「被災地の場所」の非公開とした部分は、条例第7条第1号本文に該当する情報である。

エ 「傷病名」、「傷病部位」、「休業日数」、「休業見込期間」及び「死亡日時」について

「傷病名」及び「傷病部位」に記載されているけがの箇所・程度が明らかになった場合は、被災労働者の負傷経緯や負傷箇所が明らかとなることから、被災労働者の特定につながる情報である。そして、本件行政文書に記載されている災害が発生し、負傷した被災労働者は、各事案につき1人であることから、一般人が調査をすれば、被災労働者の特定の可能性が相当程度あると

いえる。したがって、「傷病名」及び「傷病部位」は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」といえる。

また、「傷病名」及び「傷病部位」は、当該被災労働者のけがの状態について記載されたものであり、当該災害に係る被災労働者にとって通常他人に知られたくない機微な情報であるため、それ自体として特定の個人を識別することができる情報であるとまではいえないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められる。

さらに、「休業日数」、「休業見込期間」及び「死亡日時」についても、「傷病名」及び「傷病部位」と同様に、公にすることにより、被災労働者のけがの程度が推測されることから、被災労働者の特定につながる情報である。また、当該災害に係る被災労働者にとって通常他人に知られたくない機微な情報であるとも認められる。

したがって、「傷病名」、「傷病部位」、「休業日数」、「休業見込期間」及び「死亡日時」は、条例第7条第1号本文に該当する情報である。

オ 「災害発生状況及び原因」及び「略図」について

「災害発生状況及び原因」（「災害発生状況」を含む。別表2を除き、以下同じ。）及び「略図」は、前述の「発生時間」、「傷病名」及び「傷病部位」といった特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が組み合わさっている。また、発生状況やその後の経緯等が詳細に記載されたものであり、当該災害に係る被災労働者にとって通常他人に知られたくない機微な情報であるため、それ自体として特定の個人を識別することができる情報であるとまではいえないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められる。さらに、災害発生状況によっては、死傷病の経緯が分かることにより、当該被災労働者がどのような業務に従事しているか等の情報が得られる。本件における被災労働者の行動の中でも、少数の者しか行っていない業務等の行動は、特定の個人を識別できる可能性があり、条例第7条第1号本文に該当する情報である。

しかし、本件のみに限られる特異なものでない行動もあり、かかる情報が明らかになったとしても、そのことにより、当該被災労働者の特定につながるとはいえない。

したがって、「災害発生状況及び原因」のうち、一般人が通常入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別することが相当程度の確実性をもって可能と認められる部分及び個人の権利利益を侵害する部分を除く情報については、条例第7条第1号本文に該当しないため、別表1のとおり公開すべきである。

また、「略図」は、様式第23号のみに記載されているが、災害発生状況が詳細に示されている場合がある一方で、被災地の場所程度の情報しか得られない場合もある。実施機関においても、15件中4件は、既に公にされている被災地の場所程度の情報しか得られないとして公開している。当審査会が見分したところ、他の11件は、一般人が相当程度の調査を行うことにより得られる情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能である又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する情報であると認められた。

したがって、「略図」は、既に公開しているものを除き、条例第7条第1号本文に該当する情報である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表 1

行政文書（報告年月日）	災害発生状況及び原因の公開すべき部分
様式第23号	
文書①（令和3年12月13日）	
文書②（令和3年11月22日） ※令和3年7月12日発生分	1行目12字目から6行目1字目まで 7行目13字目から9行目まで
文書③（令和3年11月22日） ※令和3年8月24日発生分	1行目13字目から6行目6字目まで
文書④（令和3年8月17日）	
文書⑤（令和3年6月21日）	4行目12字目から16字目まで 5行目6字目から7行目3字目まで 7行目10字目から8行目13字目まで
文書⑥（令和3年5月26日）	
文書⑦（令和3年4月23日）	1行目から4行目11字目まで 4行目24字目から5行目9字目まで 5行目17字目から24字目まで
文書⑧（令和3年3月24日）	1行目から2行目まで
文書⑨（令和元年12月24日）	1行目1字目から13字目まで
文書⑩（平成31年2月26日）	
文書⑪（平成30年11月27日）	2行目1字目から37字目まで
文書⑫（平成30年3月19日）	
文書⑬（平成29年8月25日）	
文書⑭（平成29年7月20日）	1行目から5行目5字目まで
文書⑮（平成29年4月27日）	1行目1字目から19字目まで
様式第24号	
文書①（令和4年3月25日）	（1人目）1行目から2行目21字目まで （2人目）1行目1字目から11字目まで
文書②（令和3年3月24日）	1行目から2行目5字目まで
文書③（令和2年2月12日）	1行目
文書④（平成30年8月7日）	2行目11字目から14字目まで 4行目4字目から9字目まで

別表 2

行政文書	公開しない部分	公開しない理由
様式第23号		
文書①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場の名称（公開する部分を除く。） ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名及び生年月日 ・ 職種及び経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 	特定の個人が識別され得る個人に関する情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。（条例第7条第1号本文該当）
文書②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名及び生年月日 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 	
文書③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名及び生年月日 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 	
文書④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災者の氏名及び生年月日 ・ 職種及び経験期間 ・ 死亡日時 ・ 傷病名 ・ 災害発生状況及び原因 	
文書⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名及び生年月日 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 ・ 発生状況写真 	

<p>文書⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名及び生年月日 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 ・ 略図 	
<p>文書⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名及び生年月日 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 被災地の場所（公開する部分を除く。） ・ 災害発生状況及び原因 ・ 略図 	
<p>文書⑧</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 ・ 略図 	
<p>文書⑨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・ 経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 被災地の場所（公開する部分を除く。） ・ 災害発生状況及び原因 ・ 略図 	
<p>文書⑩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・ 職種及び経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生状況及び原因 ・ 「現場見取図」及び「災害発生状況図」 ・ 「現場見取図・災害発生状況図」のうち、作成者（被災労働者）氏名及び印影に関する部分 	
文書⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・ 職種及び経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 災害発生状況及び原因 ・ 「現場見取図」及び「災害発生状況図（写真）」 ・ 「現場見取図・災害発生状況図」のうち、作成者（被災労働者）氏名及び印影に関する部分 	
文書⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・ 職種及び経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 被災地の場所（公開する部分を除く。） ・ 災害発生状況及び原因 ・ 略図 	
文書⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時間 ・ 被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・ 職種及び経験期間 ・ 休業見込期間 ・ 傷病名及び傷病部位 ・ 被災地の場所（公開する部分を除く。） ・ 災害発生状況及び原因 ・ 略図 	

文書⑭	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時間 ・被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・経験期間 ・休業見込期間 ・傷病名及び傷病部位 ・災害発生状況及び原因 ・略図 	
文書⑮	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時間 ・被災労働者の氏名、生年月日及び年齢 ・経験期間 ・休業見込期間 ・傷病名及び傷病部位 ・被災地の場所（公開する部分を除く。） ・災害発生状況及び原因 ・「現場見取図」及び「災害発生状況図」 	
様式第24号		
文書①	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者の氏名及び年齢 ・傷病名及び傷病の部位 ・休業日数 ・災害発生状況 	特定の個人が識別され得る個人に関する情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。（条例第7条第1号本文該当）
文書②	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者の氏名及び年齢 ・傷病名及び傷病の部位 ・休業日数 ・災害発生状況 	
文書③	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者の氏名及び年齢 ・傷病名及び傷病の部位 ・休業日数 ・災害発生状況 	
文書④	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者の氏名及び年齢 ・傷病名及び傷病の部位 ・休業日数 ・災害発生状況 	